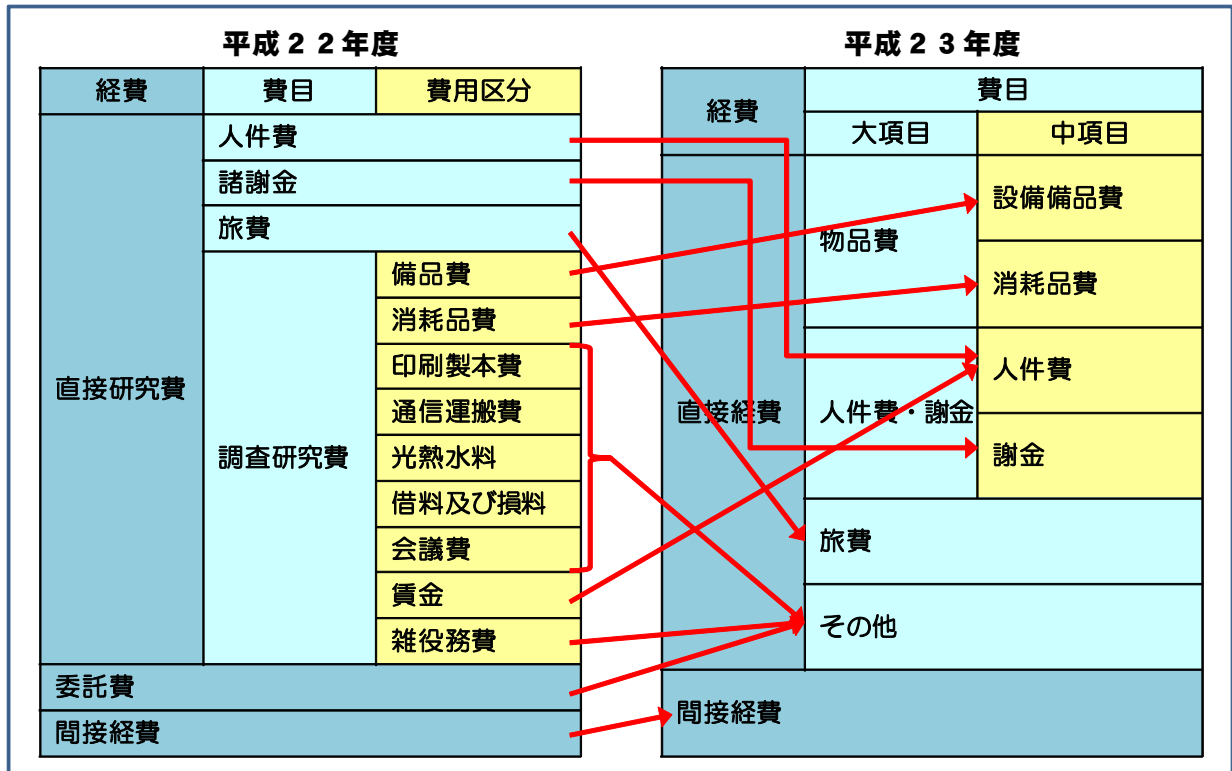


# 平成23年度厚生労働科学研究費補助金に係る 関係規程の改正の概要

〈主な改正事項〉

## 1. 経費及び費目について

研究事業の経費及び費目について、次のとおり改正する。また、推進事業も次に準じて改正する。



- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱規程 第4条
- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 別表第1, 2, 3、別紙1, 2, 3、様式A, B, C
- \* 厚生労働科学研究費補助金事務処理要領 P2～P8

## 2. 費目の内容について

研究事業及び推進事業における費目の内容について、平成23年度より取扱細則において明確化する。

- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 別紙1, 2, 3

## 3. 配分変更について

平成23年度より、研究事業における経費の配分の変更（直接経費と間接経費の間での配分額の変更）をしてはならないこととする。

また、直接研究費又は委託費の配分額が30%以上増減する場合は、厚生労働大臣の承認を要するとしていたところ、平成23年度より、経費及び費目の改正に伴い、次の場合は、厚生労働大臣の承認を要するものとする。

- ・ 研究事業の直接経費の費目のうち大項目（物品費、人件費・謝金、旅費及びそ

の他)の配分額が直接経費の総額の50%(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は300万円まで)以上増減する場合

- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱規程 第12条
- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 第5条
- \* 厚生労働科学研究費補助金事務処理要領 P10, 11
- \* 厚生労働科学研究費補助金における事務委任について

#### 4. 諸謝金等の単価について

諸謝金等の単価を細則別表第35に規定し、研究機関等が定めている諸謝金等の単価との均衡に配慮し決定するとしていたところ、平成23年度より、単価は研究機関の規程等によるものとするが、取扱細則別表第4の単価を参考に決定する等、妥当な単価によることも可とする等の取扱に変更する。

- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 別表第4
- \* 厚生労働科学研究費補助金事務処理要領 P2~P8

#### 5. 間接経費について

平成23年度に新規採択された全ての研究課題について、直接経費の額を問わず交付対象とする。

平成22年度以前に新規採択された継続課題については、従前どおりとする。

- \* 厚生労働科学研究費補助金における間接経費の取扱いについて

#### 6. 研究計画書、交付申請書等について

平成23年度より、施策等への活用の可能性等を記載事項に加える。また、経費及び費目の改正に伴い、記載事項を一部変更する。

- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 様式A, B, C

#### 7. 旅行行程表等について

外国旅費を計上する場合に交付申請書に添付する「旅行行程表〔海外渡航用〕」について、平成23年度より「外国旅費行程表」とし記載項目を簡略化する。また、国内学会旅費を計上する場合に交付申請書に添付する「旅行行程表〔国内学会参加用〕」について、平成23年度より廃止する。

事業実績報告書についても同様とする。

- \* 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 様式A, B
- \* 厚生労働科学研究費補助金事務処理要領 P6

#### 8. 海外渡航及び国内学会旅費に係る上限額について

交付額に応じて定められていた、海外渡航及び国内学会旅費に係る上限額について、平成23年度より廃止する。

#### 9. 請求書について

請求書に添付する請求額内訳書について、平成23年度より廃止する。

- \* 厚生労働科学研究費補助金における事務委任を行った場合の国庫補助金の受領の委任について